

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成 18 年 3 月期版)

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」等の施行に伴い、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則（以下「財務諸表等規則等」という）、企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正（平成 18 年 5 月 1 日施行）されています。

これらの改正等に伴い、平成 18 年 3 月期決算に係る有価証券報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

I. 財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」の施行に伴う財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 25 日公布）については、平成 18 年 5 月 1 日以後終了する事業年度（連結会計年度）から適用されます。

また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 26 日公布）については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（連結会計年度）から適用されます。

上記改正にあわせて、財務諸表等規則ガイドライン及び連結財務諸表規則ガイドラインが改正されています。

上記改正のうち「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う改正後の財務諸表等規則等は、平成 18 年 5 月 1 日以後提出する有価証券報告書に記載される財務諸表及び連結財務諸表から、早期に適用することができることとされています。当該会計基準の導入に伴う改正点等は以下のとおりです。

「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」について

(1) 関連会社の定義について

関連会社の定義に「企業結合に係る会計基準」において会計処理が明記された共同支配企業を追加するための規定を設けています。また、連結財務諸表においては、関連会社の株式等の内訳として、共同支配企業に対する投資の金額を注記しなければならないこととしています。（財規第 8 条第 6 項第 4 号、連結財規第 30 条第 3 項）

(2) 企業結合・事業分離に関連する定義について

「企業結合」、「事業分離」、「パーチェス法」、「持分プーリング法」等の用語の定義を設けています。（財規第 8 条第 26 項～39 項、連結財規第 2 条第 23 号～35 号）

(3) 注記事項について

企業結合・事業分離に関する注記として、以下の事項を記載しなければならないとしています。

- ① パーチェス法を適用した場合の注記（財規第 8 条の 17、連結財規第 15 条の 12）
- ② 持分プーリング法を適用した場合の注記（財規第 8 条の 18、連結財規第 15 条の 13）
- ③ 合併に持分プーリング法を適用した場合の注記（財規第 8 条の 19）

- ④ 共通支配下の取引等の注記（財規 8 条の 20、連結財規第 15 条の 14）
- ⑤ 子会社が親会社を吸収合併した場合の注記（財規第 8 条の 21）
- ⑥ 共同支配企業の形成の注記（第 8 条の 22、連結財規第 15 条の 15）
- ⑦ 事業分離の注記（財規第 8 条の 23、連結財規第 15 条の 16）
- ⑧ 分離先企業の注記（財規第 8 条の 24、連結財規第 15 条の 17）
- ⑨ 企業結合・事業分離に関する重要な後発事象等の注記（財規第 8 条の 25・26、連結財規第 15 条の 19・20）
- ⑩ 企業結合に係る特定勘定及びその取崩益の注記（財規第 56 条・第 95 条の 3 の 3、連結財規第 41 条・第 63 条の 3）
- ⑪ 子会社の企業結合の注記（連結財規第 15 条の 18）
- ⑫ 子会社の企業結合に関する重要な後発事象等の注記（連結財規第 15 条の 21）

（４）「のれん」及び「負ののれん」の追加について

無形固定資産における勘定科目を「営業権」から「のれん」に変更し、固定負債に「負ののれん」を追加しています。また、連結財務諸表においては、「連結調整勘定」を「のれん」及び「負ののれん」に変更しています。（財規第 27 条・第 28 条・第 51 条・第 52 条、連結財規第 13 条・第 28 条・第 38 条）

（５）「のれん」及び「負ののれん」の表示並びにそれらの償却額の表示について

「のれん」と「負ののれん」は相殺表示が認められており、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、その旨及び相殺前の金額を注記することが求められています。また、「のれん」の償却額と「負ののれん」の償却額のいずれかの金額の重要性が乏しい場合には、相殺表示できることとしています。（財規第 54 条の 2・第 97 条、連結財規第 40 条・第 66 条の 2）

（６）監査の除外に関する記載について

パーチェス法を適用した場合の注記のうち、「（期中に行われた）企業結合が事業年度（連結会計年度）開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度（連結会計年度）の（連結）損益計算書に及ぼす影響の概算額」は、監査の対象から除くとされています。

ただし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載することが必要です。（監査証明府令第 1 条、財規第 8 条の 17 第 5 項、連結財規第 15 条の 12 第 3 項）

（７）会計方針の変更の記載について

「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入以前には、企業結合・事業分離等の会計処理に関する明文の定めがなく、新会計基準の適用に伴う影響額の算出を行うことは困難と考えられることから、影響の内容の記載は要しないものとします。ただし、その旨、変更の理由の記載は必要です（財規第 8 条の 3、連結財規第 14 条）

Ⅱ．固定資産の減損会計の適用について

固定資産の減損会計について、平成 17 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から全ての会社に適用となっておりますので、平成 16 年 1 月 30 日に改正された財務諸表等規則等の改正事項に留意願います。

Ⅲ. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用するとしていますが、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書についても、改正内容の一部等が適用されています。

(1) 「大株主の状況」について

株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差支えないこととされています。

(2) 「役員の状況」について

会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載することとされています。

(3) 「提出会社の株式事務の概要」について

「代理人」を「株主名簿管理人」とする用語の整理が行われています。また、「公告掲載新聞名」欄について、「公告掲載方法」に改正されています。

Ⅳ. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者による適正性の確認については、平成 14 年 12 月の金融審議会第一部会報告において、「市場において、有価証券報告書等の適正性の一層の確保に向けた経営者の姿勢を自らの判断において明確に示すことにより、投資家などによる信認の向上が図られ、ひいては、市場への信頼を高めることとなるものと考えられる。この観点から、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認を求めることが適切である。」とされたことを受け、制度の整備が図られたものです。

この確認書の提出については任意のものとなっておりますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面には、おおむね次の事項を記載し、代表者がその役職を表示して自署し、自己の印を押印することとされています。（企業内容等の開示府令に関する内閣府令第 17 条、企業内容等開示ガイドライン 5-29-2）

- ① 当該有価証券報告書の記載内容が適正であることを確認した旨
- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項

以上